

定期監査の結果に基づき講じた措置内容の公表について

令和元年度における事務の執行に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容について、千代田区長から別紙（写）のとおり通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項後段の規定に基づき、これを公表する。

令和 2 年 10 月 1 日

千代田区監査委員 印 東 大 祐

千代田区監査委員 野 本 俊 輔

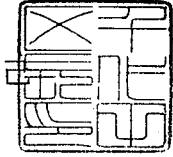
千代田区監査委員 桜 井 た だ し



2千政総務発第 176 号
令和 2 年 9 月 28 日

千代田区監査委員 印東 大 祐
千代田区監査委員 野本 俊 輔 様
千代田区監査委員 桜井 た だ し

千代田区長 石 川 雅



定期監査の結果に基づく措置対応について

令和 2 年 8 月 26 日付、2千監査発第 27 号により千代田区監査委員から通知のあった件について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、下記のとおり措置を講じましたのでその内容を通知いたします。

記

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき措置した内容

定期監査結果報告書の内容等を確認したのち、同報告書中、「第 5 監査の結果」の「2 契約事務について」、「3 事務の執行と内部統制について」の 2 項目については、再発防止策を中心に、所属職員を指揮監督の上、業務のチェック体制を確認し、その徹底を図ることを各所属長に通知いたしました。

また、同報告書中、「第 6 主な指摘事項等」については、その内容を各部署へ通知し、それら対応状況等について報告を求めました。

その後、すべての職員がこれら指摘事項について共通認識ができるようその情報を共有し、また、他山の石として各職場において事項確認を求めるとともに、各部長あてには事業部の最高責任者として区民サービスの向上に努め、信頼される区政の実現に向けて職員の事務処理能力の向上に取り組むよう下命しております。

なお、本通知文の発出については、他実施機関の措置対応についても千代田区長が包含し報告をしております。

以上

